

狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第5号に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業者に対し、同事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）等の健全な育成を図るため、事業者が行う事業に必要な経費とする。

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別紙1の1、2及び3の事業の基準額の合計額と、対象経費の支出予定額（総事業費から寄付金その他収入額を控除した額）とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 別紙1の4、5、6及び7の事業の基準額の合計額と、対象経費の支出予定額（総事業費から寄付金その他収入額を控除した額）とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (3) 別紙1の8及び9の事業の基準額の合計額と、対象経費の支出予定額（総事業費から寄付金その他収入額を控除した額）とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (4) 別紙1の10の事業の基準額の合計額と、対象経費の支出予定額（総事業費から寄付金その他収入額を控除した額）とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (5) (1)、(2)、(3)及び(4)を合計して得た額の範囲内で市長が定めた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予算の範囲内において市長が定めた額とすることができる。
- (1) 市において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること。
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合。

(補助金の支払)

- 第4条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成27年12月4日付け内閣府告示第424号で定めている処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) 事業者が（１）から（11）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

(13) その他、この要綱に定めのないものは国の要綱による。

（申請手続）

第 6 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、別に定めるものとする。

2 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項については、様式第 6 号及び様式第 7 号により、前項の規定に準じ提出するものとする。

（変更申請手続）

第 7 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定を準用する。変更申請書の様式は、様式第 3 号とする。

（交付決定までの標準的期間）

第 8 条 市は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 3 か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

第 9 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

（状況報告）

第 10 条 補助金の交付を受けた事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 13 条の事業実績報告書の様式は、様式第 4 号及び様式第 8 号のとおりとし、事業完了後（第 5 条（１）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第 12 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定は、様式第 5 号により行うものとする。

（書類の整備）

第 13 条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 14 条 特別の事情により第 3 条、第 6 条、第 7 条及び第 11 条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則（令和４年１１月２９日市長決裁）

この要綱は、令和４年度分補助金より適用する。

ただし、別紙１の９の事業については、令和４年１０月１日から適用する。

附 則（令和５年９月１日市長決裁）

この要綱は、令和５年９月１日から施行し、改正後の別紙１及び別紙３の規定は、令和５年度分の補助金から適用する。

基準額	対象経費
1 放課後児童健全育成事業 原則、狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 （1）年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,553,000 円－(19 人－支援の単位を構成する児童の数) × 29,000 円 （イ）構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,672,000 円－(36 人－支援の単位を構成する児童の数) × 26,000 円 （ウ）構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 4,672,000 円 （エ）構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,672,000 円－(支援の単位を構成する児童の数－45 人) × 67,000 円 （オ）構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2,917,000 円 イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250 日）× 19,000 円（1 日 8 時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× 19,000 円 エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） （ア）平日分（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合） 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 406,000 円 （イ）長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 × 183,000 円	放課後児童健全育成事業（別紙 2）の実施に必要な経費（飲食物を除く）

(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 3,069,000 円 (イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 1,726,000 円 イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 19,000 円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 406,000 円 ※ 構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位に対する補助については、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると市長が認める場合のみ行う。 ※ 事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。) が 12 月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数 ÷ 12」を乗じた額 (1 円未満切り捨て) とする。	
2 放課後子ども環境整備事業費 (1 事業所当たり年額) (1) 学童保育室設置促進事業 ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。) 別添 2 の 3 (1) ③に定める事業を実施する場合 13,000,000 円 イ 開所準備経費 (礼金及び賃借料 (開設前月分)。以下本項目において同じ。) を含まない場合 (アを除く) 12,000,000 円 ウ 開所準備経費を含む場合 (アを除く) 12,600,000 円 (2) 学童保育室環境改善事業 ア 局長通知別添 2 の 3 (2) ③及び④に定める事業を実施する場合 (ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全事業所を設置すると	放課後子ども環境整備事業 (別紙 3) の実施に必要な経費

ともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000 円 (イ) 幼稚園、認定子ども園等を活用する場合 5,000,000 円 イ 開所準備経費を含まない場合 (アを除く) 1,000,000 円 ウ 開所準備経費を含む場合 (アを除く) 1,600,000 円 エ 送迎用バスに安全装置の設置を行う場合 1 台あたり 88,000 円以内 (3) 学童保育室障害児受入促進事業 1,000,000 円 (4) 倉庫設備整備事業 3,000,000 円 ※ 開所準備経費については、当該事業費について補助申請を行う年度中に支払われたものに限る。	
3 学童保育室支援事業費 (1 支援の単位当たり年額) (1) 障害児受入推進事業 1,956,000 円 (2) 学童保育室運営支援事業 ア 賃借料補助 3,066,000 円 イ 移転関連費用補助 2,500,000 円 ウ 土地借料補助 6,100,000 円 (3) 学童保育室送迎支援事業 507,000 円 ※ (2) のイ及びウを除き、事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。) が 12 月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1 円未満切り捨て) とする。	学童保育室支援事業 (別紙 4～6) の実施に必要な経費
4 放課後児童支援員等処遇改善等事業 (1 支援の単位当たり年額) (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,678,000 円	放課後児童支援員等処遇改善等事業 (別紙 7) の実施に必要な経費

(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000 円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
5 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） （1）障害児を3人以上受け入れる場合 1,956,000 円 （2）医療的ケア児を受け入れる場合 4,029,000 円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	障害児受入強化推進事業（別紙8）の実施に必要な経費
6 小規模学童保育室支援事業 1支援の単位当たり年額 608,000 円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	小規模学童保育室支援事業（別紙9）の実施に必要な経費
7 学童保育室育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 1,443,000 円	学童保育室育成支援体制強化事業（別紙10）の実施に必要な経費

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
8 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たりの（1）～（3）の合計額 （1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 131,000 円 （2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000 円 （3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 394,000 円 ※ 1支援の単位当たりの基準額は、919,000 円を上限とする。 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（別紙11）の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
9 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000 円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000 円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う非常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。令和4年10月1日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込ま	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000 円相当賃金改善）（別紙12）の実施に必要な経費

れる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	
10 新型コロナウイルス感染対策事業 (1) 学童保育室開所支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業（1 支援の単位当たり日額） 11,000 円 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための経費を補助 イ 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業 （1 支援の単位当たり日額） 21,000 円 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助 ウ 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業（1 支援の単位当たり日額） 36,000 円 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助 ※当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、狭山市放課後児童健全育成事業費補助金の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 エ 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業 （1 支援の単位当たり日額） 26,000 円 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助	新型コロナウイルス感染対策事業の実施に必要な経費（飲食物を除く）

※当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、狭山市放課後児童健全育成事業費補助金の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 オ 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業 （1 支援の単位当たり日額） 6,000 円 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 カ 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業 （1 支援の単位当たり日額） 6,000 円 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、（5）に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 キ 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業 （1 支援の単位当たり日額） 12,000 円 ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助 （2）学童保育室利用料支援事業 （1 人当たり日額） 500 円 ※事業者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、学童保育室を臨時休業させた場合等の日割り利用料について、事業者が保護者へ返還した場合等の経費を補助 （3）学童保育室における新型コロナウイルス感染症対策支援事業 放課後児童健全育成事業 定員 19 人以下 300,000 円 定員 20 人以上 59 人以下 400,000 円 定員 60 人以上 500,000 円	
--	--

※1 支援の単位当たり ※職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）及び、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。 ※感染症対策計画の策定、職員の体調管理や COCOA の活用等、感染拡大防止に努めること。 （４）学童保育室等における ICT 化推進事業 500,000 円 ※1 支援の単位当たり ※利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要な ICT 機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費を補助	
--	--

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号。以下「設備運営基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

なお、本事業の対象となるために、事業者は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市に届け出る必要がある。

3 対象児童

対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び設備運営基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）

なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。

4 規模

設備運営基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを行い、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

5 職員体制

（1）放課後児童支援員、補助員の員数

基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

（2）放課後児童支援員、補助員の要件

放課後児童支援員は、設備運営基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであ

って、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（令和 7 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。）でなければならない。

6 開所日数

開所する日数は、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として 250 日開所する必要がある場合には、特例として 200 日以上の開所でも本事業の対象とする。

7 開所時間

開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。

（１）小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業

１日につき 8 時間

（２）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業

１日につき 3 時間

8 施設・設備

（１）小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。

（２）放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。

（３）専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならない。

（４）専用区画並びに（２）の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

（５）専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

9 運営内容

放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児

童家庭局長通知)に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。

- ①放課後児童健全育成事業の役割
- ②学童保育室における育成支援の基本
- ③事業の対象となる子どもの発達
- ④育成支援の内容
- ⑤障害のある子どもへの対応
- ⑥特に配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑦保護者との連携
- ⑧育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- ⑨利用の開始等に関わる留意事項
- ⑩労働環境整備
- ⑪適切な会計管理及び情報公開
- ⑫学校との連携
- ⑬保育所、幼稚園等との連携
- ⑭地域、関係機関との連携
- ⑮衛生管理及び安全対策
- ⑯学童保育室の社会的責任と職場倫理
- ⑰要望及び苦情への対応
- ⑱事業内容向上への取り組み

10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。なお、放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブや塾など、その他特別な活動内容を実施することは差し支えない。ただし、当該特別な活動内容に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (2) 別紙3～11に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (4) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営内容についての自己評価、第三者評価に必要な経費は、

本事業の対象として差し支えない。

11 費用

(1) 市は、2～10 の要件を満たした事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、一の支援の単位を構成する児童数が 10 人未満の支援の単位については、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると市長が認める場合、補助対象とする。

(2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

放課後子ども環境整備事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 対象事業

（1）学童保育室設置促進事業

- ① 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業
- ② 既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災（耐震化等を含む。）、防犯対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業
- ③ ①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業

（2）学童保育室環境改善事業

- ① 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業（（1）①に該当する場合を除く。）
- ② 既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（1）②に該当する場合を除く。）
- ③ ①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（1）③に該当する場合を除く。）
- ④ 放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（2）①及び③に該当する場合を除く。）

⑤ ①の事業を実施する際に、送迎用バスに安全装置の設置を行う事業

(3) 学童保育室障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業

(4) 倉庫設備整備事業

放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業

4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助又は県費補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

(2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。

(3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の(1)①及び3の(2)①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとすること。ただし、対象児童(放課後児童)の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。

(4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(1)②の事業については、事業を行う場所1か所につき、児童の数の増加による実施、防災対策による実施、防犯対策による実施それぞれ1回限りとすること。ただし、子どもの安全が著しく脅かされる場合は、この限りではない。

(5) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(2)②の事業については、規則第20条の規定に基づき、市長が別に定める期間(以下「市長が定める期間」という。)を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新等、防災対策、防犯対策による実施それぞれ1回限りとすること。

ただし、

ア 市長が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合

イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合

については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

(6) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(2)⑤の事業については、事業を行う送迎用バス1台につき、1回限りとすること。

(7) 3の(1)①及び③、3の(2)①及び③、④及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施すること。

(8) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、

事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。

なお、本事業は放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定している場合に限る。

(9) 3の(1)③及び3の(2)③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画への学童保育室及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。

(10) 3の(1)①及び(2)①のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別紙5の学童保育室支援事業(学童保育室運営支援事業)の補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。

5 費用

市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

別紙 4

学童保育室支援事業（障害児受入推進事業）

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 事業内容

放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、事業者が、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し配置する。

なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。

4 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、埼玉県等が実施する研修を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受け入れの推進を図ること。
- (2) 障害児を 3 人以上受け入れている場合の障害児対応職員及び医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の人件費については、別紙 8 に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

5 費用

- (1) 市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

学童保育室支援事業（学童保育室運営支援事業）

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料等の補助を行うものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 対象事業

（1）賃借料補助

放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業

ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。

（2）移転関連費用補助

学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業

（3）土地借料補助

学校敷地外の土地を活用して、放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料への補助を行う。

4 対象事業の制限

（1）本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 市において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること

イ 3 の（1）賃借料補助については、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること

（2）他の国庫補助又は県費補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

（3）3 の（1）賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借な

ど、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

- (4) 3の(3)の事業については、放課後児童健全育成事業者が社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市が認めた法人の場合、対象としない。また、事業実施の初年度に限り対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の貸借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

5 費用

- (1) 市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別紙 6

学童保育室支援事業（学童保育室送迎支援事業）

1 趣旨

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、地域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 事業内容

放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

4 対象事業の制限

- （１）他の国庫補助又は県費補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- （２）送迎を行うためのバス等車輛に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。

5 費用

- （１）市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （２）事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

放課後児童支援員等処遇改善等事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18 時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 事業の内容

本事業は、以下の（１）及び（２）を対象とする。

なお、１つの支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。

（１）放課後児童健全育成事業を行う者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業

（２）放課後児童健全育成事業を行う者において、（１）の育成支援に加えて４（３）の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業

なお、本事業の対象となる常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。

4 実施方法

（１）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別紙 2 の 3 ～ 10（1）の内容を充たすことを基本とする。ただし、

①開所する時間は、平日につき、18 時 30 分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1 日 8 時間以上開所する又は開所していること。

②開所する日数は、年間 250 日以上開所することを要件とするとともに、平成 25 年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を

行っていることが必要である。

また、以下の（２）若しくは（３）の内容により運営すること。

（２）３の（１）の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる職員は、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。

- ①子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。
- ②子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。
- ③市との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年 2 回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
- ④子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。
- ⑤児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市又は児童相談所に速やかに通告すること。

（３）３の（２）の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、４の（２）の①～⑤に加えて、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる常勤職員及び常勤職員以外の職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する４の（２）の①～⑤は以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。

- ①子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。
- ②地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域

の公共施設等を積極的に活用し、学童保育室の子どもの活動と交流の場を広げること。

- ③事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。
- ④子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。
- ⑤子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。
- ⑥「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別紙2に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。

- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。

- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。

ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

- (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。

6 費用

- (1) 市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

障害児受入強化推進事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3 人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 事業内容

（1）3 人以上の障害児の受入を行う場合

放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、3 人以上の障害児（（2）による看護師等の配置を行っている場合は医療的ケア児を除く。）の受入を行う場合に、別紙 4 に基づく学童保育室支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、事業者が、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、1 名以上配置する。

なお、障害児の対象については、別紙 4 と同様とする。

（2）医療的ケア児の受け入れを行う場合

放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、医療的ケア児の受け入れを行う場合に、以下の①～②のいずれかの方法により、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置する。

なお、医療的ケア児とは、児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」をいう。

①事業者が看護職員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業所に派遣して配置

②医療機関等において雇い上げた看護師等を放課後児童健全育成事業所に派遣して配置し、当該費用を事業者が委託費等として支出

また、職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受入に必要な経費も補助対象とする。

4 留意事項

- (1) 別紙4に基づく学童保育室支援事業(障害児受入推進事業)の対象となっていること。
ただし、3の(2)の事業のみを行う場合を除く。
- (2) 本事業の実施に当たっては、埼玉県等が実施する研修を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費用

- (1) 市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

小規模学童保育室支援事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 事業内容

放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。

4 実施方法

本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別紙 2 の 3～10（1）及び 11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は 19 人以下を要件とする。

5 留意事項

- （1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別紙 2 の「1 放課後児童健全育成事業」に計上するものとする。
- （2）別紙 3～8 及び別紙 10～11 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

6 費用

- （1）市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）事業者は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

別紙 10

学童保育室育成支援体制強化事業

1 趣旨

放課後児童健全育成事業を行う者において、遊び及び生活の場の消毒・清掃、おやつ
の発注・購入、会計事務等の運営に関わる業務、児童の宿題等の学習活動が自主的に行
える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員（以下「運営事務等を行う職員」
という。）の配置等を行うことにより、放課後児童健全育成事業の育成支援の内容の向上
を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 事業内容

（1）運営事務等を行う職員の配置等

放課後児童健全育成事業における育成支援の内容の向上を図るため、別紙2の5（1）
に基づく職員体制に加え、運営事務等を行う職員の配置等を行う。

（2）運営事務等を行う職員の業務

運営事務等を行う職員は次の業務を行うこととする。

- ①業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員のサービスに関する状況等）の作成
- ②おやつ発注、購入等
- ③遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理（清掃や消毒等）、整理整頓
- ④会計事務等
- ⑤児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助
- ⑥その他、学童保育室の運営に関わる業務や育成支援の周辺業務

4 留意事項

3の（2）の業務を外部委託等により実施し、当該費用を放課後児童健全育成事業を
行う者が委託費等として支出する場合も本事業の対象となること。

5 費用

- （1）市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当
してはならない。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 16 号）に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（令和 7 年 3 月 31 日までに都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 事業内容

放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合に、以下の①～③の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助する。

①放課後児童支援員

②経験年数が概ね 5 年以上の放課後児童支援員で、以下の研修を受講した者

- ・都道府県又は市が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市が適当と認める研修

③経験年数が概ね 10 年以上の放課後児童支援員で、上記②の研修を受講した事業所長的立場にある者

4 実施方法

- （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別紙 2 の 3～10（1）の内容を満たすこと。
- （2）平成 28 年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われていること。
- （3）3 の①～③の要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行われていること。
- （4）放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。

(5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。

- ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所における勤続年数
- ②学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数
- ③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ④児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数
- ⑤認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所における勤続年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）
- ⑦放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数

(6) 経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏まえ、市の判断で柔軟な対応が可能であること。

(7) 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本とする。

5 対象事業の制限等

(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別紙2に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。

(2) 本事業により賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。

ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。

(3) 放課後児童支援員1人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員1人あたりの補助基準額の範囲内とすること。

また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができること。

- (4) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。
- (5) 別紙7の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (6) 事業所長的立場にある者は一の支援の単位につき、原則1名までとする。

6 費用

- (1) 市は、事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業者は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

別紙 1 2

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、放課後児童健全育成事業を行う事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）における放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブで働く職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、事業者とする。

3 対象施設等

本事業の対象は放課後児童クラブに勤務する職員とする。

4 事業内容

- （１）放課後児童クラブの職員に対する 3 % 程度（月額 9,000 円相当）の賃金改善を実施する。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和 4 年 1 月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

- （２）本事業による賃金改善に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に周知する。

5 補助額の算定等

- （１）放課後児童クラブ（１支援の単位）ごとに、別に定める補助基準額を基に、以下の算式により算定すること。

<算式>

補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数

※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1 ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の 1 ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和 4 年 10 月 1 日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金

改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

※ 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。

※ 事業実施月数は、賃金改善の月数によること。

(2) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

＜算式＞

「前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

(3) 本事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。

(4) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

(5) 本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

(6) 「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」（令和3年12月23日付け子発1223第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく賃金改善を実施している場合には、当該事業により改善を行った賃金水準から低下させてはならないこと。

6 事業実施手続

(1) 事業者は、事業開始に当たって、市に対し、事業計画書（別紙様式1）を提出することとする。

(2) 事業者は、本事業の終了後、市に対し、事業実績報告書（別紙様式2）を提出することとする。

(3) 市は、放課後児童クラブから提出された事業計画書及び事業実績報告書の内容をもとに、処遇改善が適切に実施されているか確認を行い、必要に応じて、事業者に対する助言・指導を行うものとする。

7 留意事項

(1) 本事業は、常勤職員については別に定める補助基準額（月額9,000円相当）以上、非常勤職員については、常勤職員の勤務時間数に対する割合（1ヶ月当たりの

勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除したもの)を別に定める補助基準額に乗じて算出した金額(月額)以上の賃金改善を行うことを基本的な考え方とする。なお、一律月額9,000円相当の賃金改善ではなく、職員の勤続年数や職務内容等に応じた賃金改善も可能とするが、特定の職員や特定の勤務形態の職員に偏った賃金改善を行うなど、合理的な理由のない、恣意的な賃金改善を行うことがないようにすること。

(2) 事業実績報告書等により、放課後児童クラブにおいて実施された賃金改善の内容が、本事業の要件を満たさない場合、特段の理由がある場合を除き、補助金の全部又は一部について返還させる。

(3) 本事業による賃金改善については、別紙7の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び別紙11の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。

8 経費の負担等

(1) 本事業の実施に要する費用について、市は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。